

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第51回）議事録

日 時 令和3年10月6日（水）10:29～11:31

場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、島本委員長代理、岩崎委員、工藤委員、渡邊委員
（事務局） 内閣府地方創生推進事務局 青木局長、山西局次長、三浦審議官
長参事官、野村参事官補佐

1. 開会

（長参事官）それでは、若干定刻前でございますが、委員の先生もお集まりいただきましたので、第51回評価・調査委員会を始めさせていただきたいと思っております。

本日は、お忙しいところ御出席賜りありがとうございます。開会に当たりまして、まず当事務局の青木局長より一言御挨拶申し上げたいと思っております。青木局長、よろしくお願いたします。

（青木局長）内閣府の地方創生推進事務局長の青木でございます。

本日は、構造改革特別区域制度における評価・調査委員会に御参集いただきましてありがとうございます。また、こういったコロナ禍ということもございますけれども、オンラインでの参加ということで御出席賜っている先生方、本当にありがとうございます。私どものICTの環境が時々よくなって、音声聞き取りづらいことがあるかもしれませんので、御容赦賜りたいと思っております。いろいろお申し出いただければ、即座に対応したいと思います。

また、今回、新たに委員に御就任いただいた先生方、本当にお引き受けいただきましてありがとうございます。ぜひとも、よろしく御指導賜ればと思っております。

この構造改革特区制度でございますけれども、もともと法律ができたのが平成14年ということで、もう約20年ということで、様々な特区制度のはしりのようなものであり、様々な改革メニューなどが実現され、そして全国展開をして規制改革が広がったというような実績を持つ制度でもあります。さらには例えば総合特区という制度、国家戦略特区という制度など様々な特区制度が生まれる一つの源流になったような制度なのでございます。

一方で、この規制の特例措置についての提案の募集期間、あるいは自治体からの計画の認定申請期間、特例を活用するためのそういった期間について、これが法律上、来年の3月31日までということに一応仕組みとしてはなっております。

それで、私どもは自治体のニーズを調べようということで今年の夏に調査をかけたところ、調査の結果、ほとんどの活用自治体からこの構造改革特区制度の存続をしていただきたいという御意見をいただきました。先ほど申し上げましたように20年を迎えているわけですが、非常にニーズ自体は引き続き強いものがあるのかなというふう

に改めて把握をさせていただいたということでありまして、今後、引き続きこの制度が継続できるように、私どもとしては議論、検討を進めてまいりたいと思っております。

この評価・調査委員会では、特区で認められている規制の特例措置の実施状況を確認いたしまして、そして先ほど申し上げましたが、全国展開に向けた議論を進めていくということでもあります。特区制度というのは、新しい規制の特例というものをまずつくるといふことと、それからそれを全国展開に広げる、これがいわばセットで出来上がっている制度ということでもありますので、極めて重要な機能を果たしているものと思っております。

自治体からも、どこかの規制の特例が特区でできた場合、全国展開を基本的にやってもらいたいという意見が非常に多数というふうに我々も承知をしておりますので、ぜひともそういった方向で、一方で特区制度をやったことでひょっとしたらネガティブな言葉があるかもしれませんが、そこはぜひ先生方の様々な御指導を賜りながらしっかりと対応していきたいと思っておりますので、本日忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

いずれにしましても、充実した御審議をお願いいたしまして、私のほうからの冒頭の御挨拶にさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

(長参事官)ありがとうございました。事務局の出席者でございますが、地方創生推進事務局次長の山西次長。

(山西次長)よろしく願いいたします。

(長参事官)同じく担当審議官の三浦審議官。

(三浦審議官)よろしく願いいたします。

(長参事官)私、参事官の長、そして参事官補佐の野村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、本年7月29日をもちまして樫谷委員長、明石委員、山根委員、駒村専門委員、榊原専門委員、田城専門委員、代田専門委員、中井専門委員が退任され、7月30日付で新たに岩崎委員、工藤委員、渡邊委員に御就任いただいておりますので、御紹介させていただきたいと思っております。

まず、岩崎委員でございます。一言、御挨拶頂戴いただければと思っております。よろしく願いいたします。

(岩崎委員)岩崎でございます。現在、放送大学の教養学部の教員をしておりますが、前職の文部科学省の教育政策研究所の研究官の折に、教育政策について検討する機会が多かったということと、近年は国立大学の教育評価や、地方自治体の教育委員会の事務点検評価の仕事に従事する機会があり、そのような観点から政策を見てきたところでございます。

非力ですが、精いっぱい努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
(長参事官)ありがとうございます。

続きまして、工藤委員でございます。工藤委員、一言御挨拶頂戴いただければと思います。

(工藤委員)中央大学の工藤でございます。よろしくお願いいたします。

私は、恐らく霞が関で行政評価の制度が始まって以来、いろいろな行政評価に携わってきたということと、特にその中でも長く国土交通省、それから一時は農林水産省及び文部科学省でも行政評価に携わってまいりました。それから、独立行政法人の評価を長くやっておりましたので、その評価の観点、それから国交省等の政策ということで多分お呼びいただいていると思います。

よろしくお願いいたします。

(長参事官)ありがとうございます。

最後に、渡邊委員でございます。渡邊委員、一言御挨拶頂戴いただければと思います。

(渡邊委員)渡邊でございます。そうそうたる顔ぶれの諸先生方がお集まりの中、私は全くの門外漢でございます。公認会計士の業務をやってございます。

公認会計士の業務と申しましても、監査法人を数年前に定年退職いたしまして、今は主に一般企業の社外監査役の業務を中心に活動しております。

退任された榎谷委員長は私の大学時代からの先輩で、まだ鼻たれの頃からいろいろかわいがっていただきまして、今回も榎谷先生の御命令がまいりまして、榎谷先生の御命令には逆らえないものですから喜んで引き受けさせていただきました。

そんなようなもので、門外漢が1人加わるということで皆さんにとっては御迷惑かもしれませんが、ひとつよろしくお引き回しのほどお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(長参事官)ありがとうございます。

評価委員会の進行は通常委員長にお願いしているところでございますが、新たな委員長が選任されるまで事務局の方で務めさせていただきたいと思っております。

2. 評価・調査委員会委員長の選任、委員長代理の指名について

(長参事官)それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

お手元の参考資料1を御覧いただければと思います。委員長につきましては、評価・調査委員会の会議規則第1条第1項におきまして「委員の互選により選任する」とされております。委員の先生方の中で、どなたか推薦等ございますでしょうか。

島本先生。

(島本委員)私のほうから、藤村先生を委員長に推薦したいと思います。

(長参事官)ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。もしないようでしたら藤村先生にお願いしたいと思いますが、藤村先生よろしいでしょうか。

(藤村委員)結構です。

(長参事官)各委員の皆様方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(長参事官)ありがとうございます。

それでは、次の議題から藤村委員長に進行をお願いすることとしたと思います。

藤村先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

(藤村委員長)委員長を拝命いたしました藤村と申します。

私は専門が経営学の中の人事労務管理でございまして、割と厚生労働省関係の仕事をしてきております。中央最低賃金審議会の会長というのをやっております、これがなかなか大変なんです。

この評価・調査委員会においては、ぜひ皆さんの御協力によって円滑な議事運営をしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいります。評価・調査委員長代理の指名についてです。

手続について、事務局から説明をお願ひいたします。

(長参事官)お手元の参考資料1を御覧いただければと思ひます。

委員長代理につきましては、会議規則第1条第3項におきまして、「委員長において事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とこととされております。委員長が委員長代理を指名することとされているところでございます。

(藤村委員長)ありがとうございます。

委員長が指名するということですので、指名をさせていただきたいと思ひます。

委員長代理については、当委員会の運営に知見のあります島本委員に引き続きお願ひをしたいと思います。島本委員よろしいでしょうか。

(島本委員)ありがとうございます。承ります。

3. 評価・調査委員会専門部会に所属する委員及び部会長の指名等について

(藤村委員長)どうもありがとうございます。

続きまして、「評価・調査委員会専門部会に所属する委員及び部会長の指名等について」です。

手続について、事務局から説明をお願ひいたします。

(長参事官)参考資料1を再度、御覧いただければと思ひます。

各部会に所属する委員及び専門委員につきましては、会議規則第5条第2項におきまして、「部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する」とされているところでございます。

また、部会長につきましては、第3項におきまして、「部会に属する委員のうちから委員長が指名する」とされているところでございます。

さらに、部会長代理につきましては、第4項におきまして、「部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされているところでございます。

(藤村委員長)ありがとうございます。

こちらでも委員長が指名するということになっておりますので、指名をさせていただきたいと思っております。

全部で3つ部会がございまして。

まず、医療・福祉・労働部会には、岩崎委員、渡邊委員に所属をいただきまして、同部会の部会長は私、藤村が引き続き拝命し、岩崎委員におかれましては部会長代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(岩崎委員)分かりました。承知いたしました。

(藤村委員長)ありがとうございます。

次に、教育部会です。岩崎委員、島本委員、工藤委員に所属をしていただき、同部会の部会長は岩崎委員に、部会長代理は島本委員にお願いするのしたいと思います。

いかがでしょうか。

(島本委員)分かりました。よろしく申し上げます。

(岩崎委員)よろしくお願ひいたします。

(藤村委員長)ありがとうございます。

最後に、地域活性化部会です。島本委員、工藤委員、渡邊委員に所属をしていただき、同部会の部会長は引き続き島本委員に、部会長代理は工藤委員にお願いするということはいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(藤村委員長)どうもありがとうございます。

ここで、青木局長におかれましては、所用のため退席をされると伺っております。

(青木局長)大変、御無礼を申し上げます。皆さん、よろしく申し上げます。

(藤村委員長)どうもありがとうございました。

(青木局長退席)

4. 評価の対象となる規制の特例措置について

(藤村委員長)それでは、それぞれの部会で精力的な議論をお願いしたいと思っております。

次に「4. 評価の対象となる規制の特例措置について」です。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

(長参事官)事務局でございまして。

お手元の資料２－１を御覧いただければと思います。こちらは、「令和３年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧」ということとございます。全部で８件ございまして、それぞれ評価時期は今年度ということと設定されております。審議部会につきましては、資料に記載のとおりとなっております。こちらについては、今回確認ということと配付させていただいたものとございます。

続きまして、お手元の資料２－２を御覧いただければと思います。こちらは、「令和４年度以降に新たに評価時期を設定する特例措置の一覧」ということとございます。お手元の参考資料２を御覧いただければと思います。参考資料２は、構造改革特別区域基本方針の抜粋ですが、構造改革特別区域制度では、規制の特例措置について、「あらかじめ定められた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要」というふうにされております。

そして、評価時期の設定でございますが、参考資料２の５ページになります。「評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定する」とされております。また、「関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ評価時期を検討し、本部長に意見を提出する」とされているものになります。

先ほどの資料２－２は、これまで評価・調査委員会による評価を行ってこなかった特例措置ですとか、また、前回評価から時間が経過したものについて、関係府省庁から調査スケジュールを提出いただき、整理したものになります。関係府省庁から提出していただいた資料につきましては、参考資料ということと付けさせていただいております。

当委員会の御了解をいただきましたら、資料２－２について構造改革特区の本部長宛て、意見を提出することになります。

以上でございます。

(藤村委員長)どうもありがとうございます。

ただいま御説明のありました事項について、御意見、御質問をいただきたいと思っております。発言のある方は、どうぞお願いします。

特にございませんか。資料２－１と資料２－２に基づいて、この特例措置をこれから検討していくということとよろしいですね。

(長参事官)そのようなことになります。

(藤村委員長)特に御意見がないようですので、「令和３年度に評価対象となる規制の特例措置」については、各部会において関係自治体宛ての実施状況調査も含めて御審議いただき、評価意見(案)を取りまとめた上で、追って評価委員会宛て、御報告いただきたく思います。

また「令和４年度以降に新たに評価時期を設定する特例措置」については、資料２－２の内容で了解といたしまして構造改革特区本部長宛て、提出することとしたいと

思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

5. 構造改革特別区域制度に係るアンケート調査結果について

(藤村委員長)分かりました。どうもありがとうございます。

では、次に「構造改革特別区域制度に係るアンケート調査結果について」です。事務局より説明をお願いしたいと思います。

(長参事官)事務局でございます。資料3に基づきまして御説明させていただければと思います。

2ページ目でございます。これは、冒頭、局長のほうからも話がございましたが、構造改革特区制度に対する地方公共団体のニーズ等に関する調査を行ったものでございます。今後の制度運営の参考とすることを考えております。

実施時期でございますが、令和3年7月から実施をさせていただきまして、都道府県特区エキスパートという方を通じて調査を行った簡易的な調査でございます。

調査対象は約1,800自治体でございます。回収率は97%となっております。

3ページ以下が、集計した結果でございます。

まず「活用自治体に関する調査」ということで、構造改革特区制度を活用している、又は過去に活用したことがある自治体に「規制改革の推進」「地域活性化策」として効果があったかというのを確認させていただきました。およそ、対象は800自治体となっております。そのうち53%の自治体から「効果があった」というふうな回答をいただいております。

理由といたしましては、地域の特産品の開発により観光客の増加と地域活性化につながったですとか、地域の実情に応じた取組が可能となったといったことが挙げられております。

一方、「効果がなかった」という自治体もございました。活動に広がりが見られなかったなどの点を挙げております。

なお、構造改革特区制度を引き続き存続させるべきかについて、こちらも約800自治体から回答いただいたものでございますが、全体の94%が「引き続き存続させるべき」ということで、前向きというか、制度の存続についての回答をいただいているところでございます。

続きまして、4ページでございます。構造改革特区制度を活用している、または活用したことがある自治体に「改善すべき点」の有無ということを確認したところ、こちらも800自治体ほどになりますが、96%の自治体は「ない」ということで回答いただいております。

ただ、「ある」と回答した自治体におきましては、認定事務の簡素化ですとか、既存の特例措置のさらなる規制緩和といったものを挙げております。

また、現在特例措置を活用している自治体は約400自治体になりますが、そのうち3分の2の自治体から規制の特例措置の全国展開について「引き続き全国展開を原則とすべき」といった回答をいただいているところでございます。

5ページでございますが、こちらは「未活用自治体に対する調査」ということで、未活用自治体は約1,000ございますが、その自治体への確認でございます。

構造改革特区制度の特例措置を活用したことのない自治体における特区制度への関心でございますが、特区制度に「関心あり」と「関心なし」が大体同程度となっております。

「制度を活用していない理由」といたしましては、表7のところにありますように、「活用したい、活用できる特例措置がない」というのが最も多くなっております、全体の4割を占めております。また、次に「制度を知らなかった」というのが79ということで、1割弱となっております。

これらの自治体の今後の活用の見通しでございますが、「ある」と御回答いただいたのが全体の1割弱といった状況でございます。

6ページでございますが、こちらは全自治体に対する調査で確認したものでございます。現在、規制の特例措置は57ございますが、それらの57について「活用の検討・見込み」を確認したのになります。一部の特例措置を除きまして、活用の検討に係る意向、見込が確認されたところでございます。

「活用の検討・見込み」につきましては、お酒の関係の事業が最も多くなっております。なお、今回数字が多かったものは、現在活用中の自治体が多いものであり、多く活用されているものが引き続き今後の利用の検討・見込みの中でも多くなっております。

次に7ページでございます。こちらは「特例措置に係る要望について」、これも全自治体に聞いたものでございます。回答いただいた約1,700自治体のうち、1%ほどの自治体から特例措置の拡充について要望をいただいております。

確認に当たりましては、既に国家戦略特区ですとか、以前に構造改革特区で提案した要望を除くものということで自治体に確認したこともありまして少ないものとなっておりますが、幾つか要望をいただいておりますので、こうしたものについては各自自治体にも確認しつつ、関係省庁とも調整できるものは調整していきたいと考えております。

最後に8ページでございます。「構造改革特区制度に対する要望について」ということで、全体的な要望でございます。制度の利用に関して、利用しやすい環境づくりを行ってほしいというものですとか、自治体の担当部署職員向けの分かりやすいパンフレットやデータベースなどがあると、制度活用についての意識は高まっていくといったようなものをいただいております。

これらにつきましては、できるものについては各自自治体にも確認しつつ、対応でき

るものについては対応していくということで考えているところでございます。

それ以降は参考でございますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

このアンケート調査結果について、御質問とか御意見とかいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

島本さん、どうぞ。

(島本委員) では、私のほうから自己紹介も兼ねて、長らくこの構造改革特区で務めさせていただいてしまして、私はソシエテ・ジェネラルというフランスの金融グループで日本の責任者を務めさせていただいてしまして、以前、エコノミストであるとか国債のストラテジストを長くやっていたこともありまして、財務省の政府債務の在り方懇談会であるとか、今も独立行政法人の評価であるとか、こうした仕事に関わらせていただいているんですけども、マーケットの観点であるとか民間関係者の観点から参画させていただいています。

アンケートについては、1,700と非常に多く回答が集まって、非常に充実した示唆深い内容かと思えますけれども、何といたってもこの構造改革特区はちょっと似たような総合特区であるとか、国家戦略特区とか、幾つか特区がありますけれども、本来の趣旨といいますか、予算を使わずに規制緩和を推進するという非常に国民経済にとっても重要性の高い特区だと思えますし、これだけ必要だという声がアンケートでも確認されたのでももちろんこれは続けるべきだと思うんですけども、最初のページのところに利活用が1,013あるということで、使っていないところが過半あるというのはちょっと残念かなと思えます。

もちろん、自治体のほうも積極的に認識させていただいて活用を検討していただくということも必要かと思えますけれども、我々特区側のほうでもマーケティングというわけではないですが、使い勝手のよさであるとか、もう少し事務手続も含めて使い勝手のいい枠組みにしていく努力が必要なのかなというのが感想です。

以上です。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、渡邊さんどうぞ。

(渡邊委員) では、恐れ多いですが、1つ質問させていただきます。

7ページの「要望内容」というところでございまして、その中で私は1つだけちょっと気になったのが、下から2つ目のアブラソコムツでございます。お魚だと思いますが、これを島内において食品として容認する事業というものがあるようでございまして、ちょっと名前が珍しいお魚だったので調べてみますと、これは食べると体調を壊してしまうというような副作用がある魚だというふうに出ておりまして、激しい下痢を起こすというようなお話でございまして、これを食品として容認する事業

についてそういう懸念というのは特にないのでございましょうか。

(藤村委員長)では、事務局からどうぞ。

(長参事官)御回答させていただきます。

まさに先生がおっしゃるとおりでございまして、これについては毒性を持っているということで食用が禁止されているということでございます。こちらの提案は1自治体から出てきたものでございますので、その1自治体に特例を希望する事業の趣旨、もしかしたら調理方法みたいなものが独自であるのかもしれないので、そうしたことも確認した上で関係省庁とも調整していく話なのかとも思っております。

いずれにしても、提案自治体にこの提案の趣旨を確認した上で規制省庁との話し合いと申しますか、特例を認めてもらえるのか、またもらえないのか、認められる場合というのはこういった要件が必要になってくるのかというのを個別具体的に調整させていただければと考えております。

(渡邊委員)ありがとうございます。よく分かりました。

(藤村委員長)ありがとうございます。

こういう毒性のある食品というのは地域ごとに何か加工するとちゃんと食べ物になるとか、そういう伝統的な知恵というものがありますよね。それを一律に駄目だと言わずに、特区でやりたいというのがもし出てくれば、慎重にですが、積極的に認めていっていいのかなというふうにも思います。

岩崎さん、ございますか。どうぞ。

(岩崎委員)

3ページを見ていただけますでしょうか。制度に対する改善点と存続に対する意見を見ると、制度を利用した自治体の多くは制度の存続を希望し、また改善点はなく、概ね制度に対して満足しているという理解でいいと思うのですが、一方図表1で「効果があった」という回答が半分となっております。制度として概ね満足にもかかわらず、「効果はなかった」、あるいは「どちらともいえない」という回答に関して、どのような分析をされているのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

(藤村委員長)事務局、いかがでしょうか。

(長参事官)今回「効果があった」として53%の回答をいただいておりますが、「どちらともいえない」というのが43%ということで、判断に迷っていると申しますか、よく分からないといった自治体も多かったかと思ひます。

この背景といたしましては、それぞれの自治体が活用してみて、それが地域全体に広がっていったのかどうか、必ずしもそう言えないのではないかという部分があったのかと思ひます。

また、どうした場合に効果があったと判断していいのかというのがなかなか分かりづらいという部分もあったのかと思ひます。

また、地域の自治体の担当者も替わっていく中で、今、特区を活用しているけれども、その評価を自分たちの中でしたことがなくよく分からないというのもあったと思います。

いずれにしましても、効果がどちらとも言えないという回答が多いのは、特区としての魅力と申しますか、その利用価値というものを事務局が周知できていない、もしくは足りない部分があるかと思っておりますので、こうした自治体の意見も確認しながら改善すべき点については引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(岩崎委員) 確認したいのは、「効果があった」という言葉の定義がなされているのか、効果の評価基準が制度を利用した自治体、活用したことのある自治体に共通理解として提示されているかという点です。効果の判断がどのような指標であるかについて教えていただきたいということです。

(長参事官) 「効果があった」ということについては、特段定義的なものは設けておりませんので、効果があった場合には定量的な効果について可能な限り記載してくださいというような聞き方をしております。そういうことでございますので、定量的な効果、例えば地域経済にとってこれだけの成長があったとか、そういうことが必ずしも確認できなかったところについては「どちらともいえない」というふうな回答をいただいたのかなと考えております。そこは、具体的にどういった場合に効果があったかというところをもう少しきちんと定義をした上で、各自治体に調査するというのは本来あるべきだったのかなというふうに改めて感じるところでございますが、今回の調査ではそこまで細かく定義的なものは設けていなかったところでございます。

(岩崎委員) ありがとうございます。

制度の存続を支持している自治体が多いこと、改善点はないという回答が多いことをもっと前面に出すほうが重要ではないかと感じました。効果の数字をみると、効果があったとする自治体が半分しかないと言ったマイナスの印象を与えるので、内容を丁寧に検討しその解釈を慎重にした方が良いと感じました。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

工藤さん、どうぞ。

(工藤委員) まず基本的なことを1つ、私は初めてですので教えていただきたいのですが、先ほど渡邊委員、岩崎委員からもあったことと若干関係するのですが、そもそもこういった制度に関わる自治体へのアンケートというのは、類似でもいいのですが、過去に何回かされているのでしょうかという基本的な質問です。

(長参事官) 5年前にやはり提案募集の期限ですとか、認定申請の期限が切れるというときにこうした調査をやっているということで、過去にもやらせていただいております。

(工藤委員) ありがとうございます。

その上でお聞きしたいのですが、まず過去とは多分この現在活用、過去活用というところは変わってきているのかと思うのですが、例えば未活用はずっとこのくらいで推移しています。先ほど、未活用が多いのは問題だという御指摘もあったかと思いますが、そういう過去との比較でいうと今回のアンケートの特徴みたいなものというのがありますでしょうか。

(長参事官)未活用自治体の数ですとか、又は全体の評価の関係とかも大体5年前も同じような結論をいただいていたかと思います。

(工藤委員)分かりました。ありがとうございます。

そうすると、先ほども御指摘がありました、やはり未活用がずっと同じくらいで推移しているというところは一つの問題点かと思いました。

その上で、先ほど効果の定義があったかどうかという非常に重要な御指摘が岩崎委員からあったと思うのですが、やはりこれは多分担当者がどう考えているか、ひとえにそれにかかっている、もしかすると地方自治体の方は非常に謙虚ですので、定量的な効果がしっかり出せない場合には、分からない、どちらとも言えない、効果がないというふうにお答えになる可能性がある、このところは逆に皆さんが謙虚だからこうなったのではないかと私は思いますが、岩崎委員が御指摘のように、場合によってはもう少しこういうことを含めて回答してくださいと今後はされるといいのかなと思いました。これはアンケートの取り方の問題でございます。

あと、2点ございます。1つは、私は逆に重要かと思いましたのが、3ページの効果がなかった理由として、認定を受けたが事業実施に至らなかった、というのが、どういった経緯で事業実施に至らなかったのか、自治体側の体制の問題だったのか何なのか、この辺りがもう少し分かるといいのかなと思いました。

といいますのは、恐らく参入障壁というか、それは例えばその次の4ページにある認定事務の簡素化をしてほしいとか、そもそも特産の特定措置のさらなる規制緩和をしてほしいというところにあるかと思うのですが、申請をして認定を受けたんだけど、さらにできないということは、その参入障壁は突破しているんだけど、その後で何らかの問題があったということなので、この2つはもう少し分析されるといいのかなと思いました。これは感想でございます。

その上でもう一点なのですが、実は未活用自治体が1,000あるということで、それも過去から変わっていないとすると、この理由の分析を5ページにされているのですが、もう一つ自治体が小さかったり、職員の数が充実していないことで、そもそも余裕がないとか、自治体側の体制的な問題というのも考えられるので、自治体が申請の単位になっていることがいいのかどうかとか、そういう問題も出てくると思いますので、例えばですけれども、1,000何がしの自治体の規模であるとか、その辺りを分析されるとさらに本当はこのアンケートの意味があるのかなというふうにもちょっと思いました。

実際、ノウハウとか人材の不足等々を挙げられているところもありますし、そもそ

も制度を知らないというのが80自治体もあるというのは、私は逆にゆゆしいことだと思いましたので、その辺りが逆に自治体の特性などと一緒に分析されるといいのかなというのが2点目でございます。

最後に、もう一つ教えていただきたい質問事項がございます。先ほどのアブラソコムツですが、私もこれは知らなかったので調べたところですが、今回のようなアンケートは特例措置に関する御要望ですので、ここに挙げた具体的な中身は何か、調査委員会で検討するということではないと私は理解していて、新たにそういった申請が挙がってきた場合に検討するかどうかという話だと思うのですが、ちなみにここで挙がってきている要望内容というのはかなり具体的なんですけども、この辺は何か過去にはこういう要望から、そのうち実際に提案に挙がってきたものというのがあるのでしょうかという質問でございます。

以上です。すみません。長くなりました。

(藤村委員長)よろしいですか。

(長参事官)事務局のほうから回答させていただきたいと思います。

まず、認定を受けたが事業実施に至らなかったといったケースでございます。これは、酒税法の特例の関係で、酒税免許を取るに当たりまして最低製造数量基準というものがございます。何キロリットル以上つくらなければいけないというのがあるのですが、特区においてはそれを緩和するというものがございます。それについて、事業をやるということで認定を受けた自治体において、その予定していた実施主体が諸事情によりましてそこまでいかなかった、免許取得までいかなかったというケースでございます。もともと申請の段階ではやる予定だったものが何らかの事情でできなかったということで、特区制度を活用できなかったといったケースがこれに当たる部分でございます。

それから、自治体の体制です。まさに先生の御指摘はそのとおりだと思うのですが、やはり自治体でノウハウがなかったりして体制がきちんとできていないような部分があるかと思えます。この点につきましては、先生からもいろいろお話をいただきましたので、事務局内でどういったものが未活用になっているのか改めて分析し、今後の検討に充てさせていただければと思います。

3つ目のアブラソコムツの容認事業が出ておりますが、通常、規制の特例措置につきましては随時募集という形で、また特別な期間を設けての集中提案という形で受付をしております。今回、そうしたものは別の形で要望いただいたこととなりますが、これらにつきましても具体的にどういう点が問題になるのか、または法令上どこが問題になるのか、それらについて中身を各自治体に確認の上、関係省庁とこれらの規制の特例措置ができないかどうか、事務的な調整をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(藤村委員長) よろしいですか。

(工藤委員) ありがとうございます。

(藤村委員長) 島本さんの手が挙がっていますが、どうぞ。

(島本委員) 先ほどちょっと感想だけになってしまったので、私も2点事務局に質問させていただきます。

先ほどの工藤委員の御指摘とも重なるのですけれども、資料は4ページに戻ってください。構造改革特区はいい枠組みだと思いますし、予算も使っているということで有効化していきたいと私も思っているのですけれども、この図表3のところの4%は非常に少ないのですが、改善点があるという指摘をしている方は、使った上でもっとここは改善できるという御指摘なので、非常に貴重な4%だと思いますし、潜在的な声というのはもっと大きいのかなと思います。

右の「改善点（意見）」として、制度全般のところについて4点ピックアップされていて、これは事務局の方がピックアップされたと思うのですけれども、1点目の質問は改善点で比較的簡単にできるものであるとか、着手できる内容があれば、例えば簡素化であるとか、研修であるとか、検討されていることがあれば教えていただきたいということです。

2点目はそもそもになってしまうのですが、最初の2ページ目に戻っていただきまして、今回のアンケートの目的というのがこの申請期限が令和4年の3月末で切れるということでアンケートをしているということだと思えるのですけれども、例えば構造改革特区ができたときと今と比べて、先ほど申し上げたとおりほかの特区もできていますので、そのままの法的枠組みで延長するというのもかもしれませんけれども、状況が変わっているとしたら、例えば国家戦略特区との連携を深めるであるとか、今までと変わった状況への対応というのにも必要になってくるのかなと思います。

今までの議論を見ても、例えば関係省庁との調整というのは非常に難しく、国家戦略特区の中でも規制の特例措置の部分だけは構造改革特区でフォローしたほうがいいケースというのが今ちょっと出始めているので、この辺について何か工夫を入れる余地があるのかどうか、こちらについても事務局の御意見を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

(藤村委員長) 事務局、お願いします。

(長参事官) 事務局でございます。

まず改善点として挙げられていることですが、例えば認定申請事務の簡素化についてできる部分とできない部分があるかと思えます。こうしたものについては関係省庁の同意も得た上でということが必要になってまいりますので、具体的な要望等を踏まえて関係省庁とも調整をしていければと考えております。

また、制度内容の周知、広報などにつきましては、私たちはホームページ等で周知しているところでございますが、そうした場面だけではなくていろいろな各種会議等

の機会も活用しながら地方自治体への周知等、どういったことができるかについて引き続き検討を進めていければと考えております。

最後に、国家戦略特区ですとかほかの制度との連携ということでございますが、こちらについてもどういった連携があるのかについて、事務局内には国家戦略担当、又は総合特区担当がおりますので、そうしたところとも連携しながら何ができるかを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(島本委員)ぜひよろしく申し上げます。

(藤村委員長)よろしいでしょうか。

では、渡邊さんどうぞ。

(渡邊委員)早速1つだけ質問といいますか、お教えをいただきたいと思っているのですが、ございますけれども、このアンケート調査は大変有意義ではあると思うのですが、どうも私のように民間の企業を相手にしているような者からすると若干の違和感があって、その違和感というのは何かと申しますと、このアンケートに答えていただいているのはエキスパートの方なんです。

ところが、特区による受益者というんでしょうか、真の意味の受益者というのはやはりそこに住んでいらっしゃる住民であったり、あるいはもちろん国民であったりというのが本来の受益者で、この方たちに対する満足度の調査が本当にうまく取れれば、そういう意味では特区の意義というものが行政上も大変有意義なものになってくるのだらうと思っております。

そういう意味におきまして、このアンケートの向かい方がいわゆる一般企業でやるようなCS、カスタマーサティスファクションですとか、ES、従業員のサティスファクションですとか、最終の受益者の方たちの声というものを拾い上げるようなことというのは難しいんでしょうか。そうでないと、本当の特区の意義というものがぼやけてしまうような気がするんですが、そここのところはいかがでございましょうか。

(藤村委員長)どうぞ、申し上げます。

(長参事官)ありがとうございます。

こちらの調査につきましては、過去にもやったことがあるということで過去と同じような形でやらせていただいたところでございます。それで、先生御指摘のような受益者、住民の方がどういうふうを考えているかというのは非常に重要な論点かと思っております。

ただ、どういった形でやるのが適切なのか、私どものほうでまだノウハウもないところもありましていろいろ勉強させていただきながら、また先生のお知恵もお借りしながら、どういった形でそうしたニーズを酌み取っていくのか、またはこれがうまく機能しているかを評価できるのかということについて、事務局のほうでも勉強させていただければと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

(渡邊委員)ありがとうございます。

民間でCS調査ですとかES調査をやっている会社さんは結構たくさんありますので、そういうところと意見交換といいますか、御相談などをしていただければ、何らかの知恵が見えてくるようなところもあるのではないかと思います。

私は、実は1年くらい前に福島県の復興の委員会といいますか、そういうものにメンバーとして加えさせていただいて、そこでもやはりいろんなものを行っているのですが、どうしても被災された人たちに対する直接の満足度というのでしょうか、そういうものを聞かないとなかなか本当のところは分からないよねというようなことをやはり言わせていただいているいろいろ検討いただいたというような経緯もありまして、生意気なようでございますけれども、そういうような視点をまた御検討いただければありがたいと思った次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

(藤村委員長)ありがとうございます。

(工藤委員)関連して1つ質問をよろしいですか。

(藤村委員長)どうぞ、工藤さん。

(工藤委員)今の御質問で、私が誤解していたのかもしれないんですけども、回答は各自自治体の方がされているんだと私は思ったのですが。つまり2ページにある「都道府県特区エキスパートを通じて」というのは、その方から担当の都道府県の自治体にこのアンケートをまいてやったのかなと思っていたので、地方自治体のどなたかが答えているんですよ。

(長参事官)都道府県のエキスパートを通じて各自自治体ですね、各県内の市町村にまいていただいて、回答を集めていただいて提出いただいているということになりますが、回答は、役所の職員が行っております。

(工藤委員)回答者は各自自治体の方ということですね。分かりました。

それであれば、多分自治体側の受け皿としてどう思っているかということでは、必ずしも特区は関係ないよと答えている方もいらっしゃるもので、この辺はフェアかなと思いました。

今の御指摘は大変重要なのですが、恐らく私はESとかCSは、例えば行政機関の中のES、CSはできると思うんですけども、特区の特質を考えるとちょっと難しいと思います。どうしてかといいますと、まず住民の方は何か新しく変わったことが特区を使って事業がされたかということを経験していただく方が非常に多いので、それをやってしまうと認知度調査みたいになってしまって、なかなか実際の事業の効果が、例えば地元で新しく酒業ができたとしても、こういう制度を使ってできたということを経験されている方は非常に少ないので、ちょっと難しいのではないかと。

それから、当事者の方に聞くという方法は一つあるとは思いますが、そうすると実際にここから直接のベネフィットを受けた方は非常に高く評価して、それがうまく

いかなかった方はこてんばに評価するというふうに多分二極分化して、これもおっしゃるように確かに意味はあると思うんですけども、今度そのアンケートをどう活用するかというのは非常に難しいので、参考のためにそういった方に例えばアンケートをすとか、アンケートより私はヒアリングのほうがいいのかなと思うのですが。それは非常に重要なデータとして事務局や我々が参考にさせていただくことは可能だと思いますけれども、今度それがデータとして外に独り歩きをすると若干危険なこともあるのかなと思っています。

これは本当に特区の構造上、仕組み上の特性だと思います。そこは先生が御指摘のとおり、確かに例えば被災者、復興事業がうまくいったかとかという問題も、実は海外でやろうとしたときには、復興事業によって仮設住宅に早く入れた方は非常に満足度が高くなって、隣は入ったのに私はどうして入れないとすると、この方の満足度はものすごく低くなるということがありまして、なかなかその結果を行政機関の評価として使うのは難しいという点がございまして、ですから、ちょっとそこは慎重に御検討いただければと思います。大変重要な御指摘だと思いました。ありがとうございます。

(渡邊委員) どうもありがとうございます。

渡邊でございますが、物によると思うんです。例えば幼稚園、保育園の給食を園の中で作らないで業者さんのほうから提供していただくような特区などは今たくさん書類を読ませていただいた中ではあるのですが、それでしたらそういう幼稚園にお子様を通わせているお母様たち、あるいはお父様も入るのかもしれませんが、そういう方たちの声というものが、こういうことができよかつたというふうに出てくれば、これは本物の国民に喜ばれる事業の内容になっていくのだろうと思うのですが、それを行政側の人はどう答えるのか。むしろよく行政側の人答えられるなど、私のほうは逆に思ってしまったりますのです。

だから、ケースバイケースで物によってどういような満足度の取り方をしたらいいのかというのは変わってくると思うのですが、私の申し上げているのは、全てのものについてCS調査をやれというわけではございませんけれども、中にはそういうことをやったほうが意義のあるデータが取れるものが結構あるのではないかと、資料を読ませていただいてそう感じたところでございます。

どうもありがとうございます。以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

岩崎さん、どうぞ。

(岩崎委員) 未活用自治体への制度拡充を促すとの課題に関し、先ほど工藤先生から自治体特性、特に自治体の規模によって異なるのではないかと御示唆がありました。この点に関連し推察になりますが、構造改革特区に手を挙げるかどうかの意思決定プロセスには首長が大きく関わっているのではないかと思います。

一般に行政は漸進主義であり、新しいことに積極的に取り組む組織構造にはなっていないと言われます。行政担当者がアイデアを持っていても行政のプロセスの中でそれが必ずしもすぐに実現できるわけではありません。そう考えますと逆に制度の活用歴のあるところで効果があるのは特異な例とも言えます。成功事例となる自治体の意思決定プロセスをヒアリング等で聞くことで、逆に未活用自治体の課題が浮き彫りになるのではないかと感じます。

つまり、活用して効果があるといった成功事例がどのような意思決定プロセスでこの構造改革特区に申請し効果ある施策になったかを分析することも重要かと思いました。

(藤村委員長)事務局から何かございますか。

(長参事官)今、先生から御指摘いただきました、どのような自治体が活用していくのかということですが、実際に申請があがってきているのを見てもみると、隣の自治体で活用して上手くいっているようなのでうちも活用するですか、特に給食の外部搬入などはどういうふうな申請手続を取ればいいのかよく分からないという中で、同じ県の隣町で活用していて、またほかの市でも活用しているので、それを参考にうちも申請しましたということで、やはり上手くいっている例というものをきちんと提示してあげることが必要なのかなと感じているところでございます。

いずれにしても、どういったところが未活用になっているのか、もうちょっと詳しく中身を事務局のほうで確認させていただければと思います。ありがとうございます。

(藤村委員長)よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。こうやっていろいろ意見が出るというのはいいことですね。

効果があるという場合に、いろいろな事業によって恐らく違うんだらうと思います。特に多いのがアルコール関係のいわゆるどぶろく、特産酒類の製造事業とか、こういったところは件数が多いので効果のあるなしというのは割とクロス集計をやりやすいかと思います。あまりにも件数が少ないとクロス集計はやりにくいのですが、そういったところですね。

それから、未活用自治体があるというのは、私はこれは多分に首長さんのアイデアがあるかないかということに依存しているかと思います。住民サービスのためにこういうことをやりたいんだというふうに首長さんがおっしゃったときに、事務方が、こういう制度がありますよというので進んでいく。そういうのが恐らくいい取組になっていくんだらうと思うのですが、その辺りが事務方の構造改革特区についての認識の深さ、浅さというのが割と影響してくるかなと、そういう意味で引き続きこの使い勝手のよさというものをアピールしていくというのは大事なことかと思います。

このアンケートの結果をぜひうまく活用していただいて、もう少しクロス集計など

をやっていくといろいろなことが分かってくるかなと思います。

今回、このアンケートによって多くの自治体からこのままやってほしいという意見が出ておりますので、事務局においては構造改革特別区域法の改正も含め、必要な措置を取っていただくように評価・調査委員会からもお願いをしたいと思います。

そのほか、いろいろな要望も出ているようですので、内容を精査していただきまして、各自治体が活用しやすくなるよう、創意工夫をお願いしたいと思います。

議題は以上ですが、委員の皆さんから追加で何かございますか。よろしいですか。では、事務局からお願いします。

6. その他

(長参事官)今後のスケジュールでございますが、お手元に資料4ということで配付させていただいております。

今日は本委員会、10月でございますが開催されまして、その後、各部会で個別の特例措置の全国展開についての御議論をいただくという流れになっております。まずどういった形で調査を行うかということをご議論いただきまして、その調査の実施、取りまとめがありまして、年度末に向けて各専門部会で評価意見の案の取りまとめ、それを最終的に本委員会に上げていただきまして、本委員会での決定という流れとなっております。

本委員会で決定したものににつきましては、構造改革特区本部に評価意見ということを出させていただくことになりまして、最終的に対応方針について本部決定といった流れとなっております。

こちらは大まかなスケジュールでございますので、若干変わる部分もあるかと思いますが、こうした流れで進むことについて御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

(藤村委員長)どうもありがとうございます。

今後のスケジュールについて、何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

これからは各専門部会でまずは御議論いただいて、3月にこの本委員会が次回開かれるという予定になります。

7. 閉会

(藤村委員長)本日の議題は以上ですが、委員の先生方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで閉会をいたします。どうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。